

介護保険料が決定

65歳以上の方に通知書を送付

6/13(火)送 発

平成29年度の年間保険料額が、6月に確定する住民税の合計所得金額に基づき決定します。6月13日(火)に「介護保険料額決定通知書」を、65歳以上の方全員に送付します。

詳細は、同封する「介護保険料の2つの納付方法」をご覧ください。

「特別徴収」老齢・退職年金、障害年金および遺族年金を年額18万円以上受給している方は、保険料を年金からの差し引きで納めていただきます。

ただし、65歳になつたばかりの方、他の市区町村から江東区へ転入された方等は、しばらくの間、普通徴収で納めていただきます。

※本人の希望による納付方法の変更はできません。

「普通徴収」特別徴収対象者以外の方は、納付書や口座振替等による納付となります。1年間分(6月分・翌年3月分まで)の納付書をまとめてお送りしますので、各月の末日(末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)までにお支払いください。

未納の保険料がある方はご相談を

介護保険は、介護を社会全体で支える制度です。保険料の未納があると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなる等の措置がとられます。納付が困難な場合は、分割納付等の方法もありますので、ご相談ください。

なお、徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問する場合があります。徴収嘱託員は江東区の発行する身分証明書を必ず携帯しています。

病気療養中等で外出が困難な方には、ご自宅まで徴収に伺いますので、ご連絡ください。

介護保険課資格係
☎(3647)9493
FAX(3647)9466



区政最前線 区長 山田 正弘

魅力発信と気運醸成は皆さんと共に

東京都内の区市町村を巡回しているオリンピック旗・パラリンピック旗が新学期に本区に到着し、独自の取り組みとして全立小中学校をリレーでつなぎました。ぜひ、子どもたちに身近でフラッグを見てもらいたいと実施しましたが、夢や希望を抱いてフラッグを見つめていた子どもたちの瞳と笑顔はとても印象的でした。3年後の開会式にこの日のことを鮮明に思い出してくれることでしょう。

そして、区民の皆さんと一体

となっております。本区の魅力を発信するPR動画コンテンツ「熱いまちKOTO動画アワード」には、98作品もの応募がありました。どれも区の魅力を伝えたいという意欲あふれる作品でした。この企画は新聞等にも取り上げられるなど大きな反響があり、たくさんの方に受賞作品をご覧いただきました。来月には第2回のコンテスト開催を予定していますので、今回を上回る力作を期待しています。

また、増加する本区の観光客

ですが、深川江戸資料館では年間10万人を超える来館者を迎えています。深川佐賀町の町並みを再現し生活用具などに触れられる体感型の当館は、この度、東京都と世界最大の旅行サイトが行った東京ベスト100スポットの52位に選ばれ、都内の区立施設では1番の順位でした。日本語はもとより英語にも対応したボランティアの親切な解説が特徴で、国内外の観光客にも大変喜ばれており、下町ならではのおもてなしと人情味豊かな施設として親しまれています。

東京2020大会に向けて、本区の魅力発信の絶好の機会に「スポーツと人情が熱いまち江東区」を区民の皆さんと一緒に世界に浸透させましょう。

介護保険負担限度額認定証

申請、更新をお忘れなく

特別養護老人ホーム等利用時の居住費(部屋代)と食費について、所得の低い世帯の方の負担を軽減する制度があります。

○本人、配偶者(別世帯、事実婚含む)、同居親族の平成29年度住民税が非課税である

○預貯金などの資産が一定額(単身で1千万円、夫婦で2千万円)以下である

認定証発行には申請が必要

申請書および同意書(現在負担限度額認定証をお持ちの方には、6月下旬に発送。初めて申請される方は介護保険課(区役所3階2番)、区ホームページから入手可)

○所有する通帳のコピー(氏名・支店名・口座番号のページ、普通預金は直近2か月分のページ、定期預金は現在の取引がわかるページ(取引がない場合は最初のページ))

○有価証券や金銀等の保有する資産の金額がわかる資料

○申請書および同意書(現在負担限度額認定証をお持ちの方には、6月下旬に発送。初めて申請される方は介護保険課(区役所3階2番)、区ホームページから入手可)

○所有する通帳のコピー(氏名・支店名・口座番号のページ、普通預金は直近2か月分のページ、定期預金は現在の取引がわかるページ(取引がない場合は最初のページ))

○有価証券や金銀等の保有する資産の金額がわかる資料

○非課税証明書※平成29年中に江東区に転入された方のみ

判定結果は後日通知

判定の結果、該当者には「介護保険負担限度額認定証」を送付します(介護保険認定の区分変更中の場合には、認定結果後の送付になります)。施設を利用する際に認定証を提示することで、下表のとおり利用料が軽減されます。認定証の有効期限は8月1日(火)より平成30年7月31日(火)になります。

虚偽申告には加算金が発生

故意に預貯金等を申告しない場合には、それまでに受けていた負担限度額に加えて、最大2倍の加算金(負担限度減額とあわせ最大3倍の金額)の返還を求めることがあります。

「介護予防新プログラム」利用者集

カラオケ・男性限定・認知症予防

「普通の筋力トレーニングでは面白くない」「楽しく介護予防に取り組みたいがどう始めたらいいかわからない」という方におすすめです。

プログラム	日時	場所	申込先
[心も体もイキイキ 音楽健康教室!] 音楽健康指導士の指導のもと、音響機器を使い体操や歌(音楽健康セッション)を歌います。	6/21~8/9の水曜(全8回) 11:00~12:00	カラオケクラブ亀戸店(亀戸5-3-3)	(株)東東京第一興商 ☎3634-2901(平日10:00~19:00)
[男性のためのウォーキングプログラム] 運動指導員による歩き方のフォームや歩行に必要な筋力強化運動を行います。プログラム終了後も継続的に運動するためのグループサポートをします。	6/20~8/8の火曜(全8回) 14:30~16:00	平野地区集会所(平野3-3-9-102)	奉優会事務局(大串) ☎5712-3772(平日9:00~18:00)
[遊んで動いて脳活] 脳トレ体操で認知症予防。昔遊びをとり入れた脳活。脳トレ問題(クイズ)を行います。	7/5~8/23の水曜(全8回) 10:00~11:00	森下文化センター第2研修室(森下3-12-17)	(株)ウエルネスフロンティア ☎6659-6491(平日9:00~17:30)

住民主体の「近所ミニデイ」4か所オープン

要支援相当の方が対象

地域で活動する団体等が運営する週1回3時間の定期的な通いの場「近所ミニデイ」が、区内4か所にオープンします。

簡単な体操や食事、レクリエーション等を通して、閉じこもりの防止や積極的な社会参加に取り組みましょう。運動機能が低下している方、外出の機会が減っている方など、区内21か所の長寿サポートセンターへご相談ください。

要支援1・2の認定を受けた方または基本チェックリストに該当し

団体名	場所	曜日・時間
辰巳「パルの家」	辰巳1-1-34 3階	木曜 11:00~
ラポール	東陽5-29-10	金曜 10:00~
たんぽぽ会	大島4-1-6 6号棟集会所	木曜 10:00~
ぽかぽか	南砂4-3-12	水曜 11:00~